

経済産業省

20220915保局第2号

令和4年9月16日

発電事業者各位

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

冬季の電力需要期等における電気設備の保安管理の徹底について

2022年度冬季の電力需給については、10年に1度の厳しい寒さを想定した場合にも、全エリアで安定供給に最低限必要な予備率3%を確保できる見通しであるものの、1月は東北・東京エリアで4.1%となるなど厳しい見通しとなっております。一方、過去五年間における冬季の火力発電所の計画外停止は増加傾向にあり、電気設備の事故・トラブル等が発生した場合、安定的な電力の供給に支障を来すことによって、電力需給がひっ迫し、社会的に大きな影響を与えるおそれがあります。

発電事業者各位におかれましては、日頃より電気設備の保安と安定供給の確保に努めていただいているところですが、冬季の電力需要期及び雪害期を迎えるに当たり、火力発電設備や再生可能エネルギー発電設備を中心に巡視・点検の強化等により、電気設備の事故防止に万全を期すとともに、万が一の事故発生時にも早期復旧が可能となるよう事前対策の徹底を求めます。

加えて、事前の防災態勢の整備の他、類似の事故防止のため、事故発生後、最終的な原因や再発防止策のとりまとめを待つことなく、迅速な情報発信(事故概要・復旧見通しを含む。)や関係者への報告についても徹底することを求めます。